

神戸市移動支援事業実施要綱

平成18年10月 1 日 制定

神戸市保健福祉局長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより地域における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活及び社会参加を促すことを目的として行う、神戸市移動支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

第2条 本事業による支援（以下「移動支援サービス」という。）の対象者は、神戸市内在住で別表第1に掲げる障害者の区分に応じて同表に定める要件に該当する者であって、移動支援サービスが必要と認められるものとする。

(支援の内容)

第3条 移動支援サービスは、次の各号に掲げる外出を対象として行う。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等の社会参加のための外出

2 移動支援サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 外出時の移動の介護又は介助
- (2) 外出先での排泄、食事等の介護又は介助
- (3) 外出先での代筆、代読等
- (4) 外出に伴い必要と認められる身の回りの世話

3 前2項の規定にかかわらず、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の介護保険対象者であって派遣の事由等を鑑み当該サービスが介護保険制度で対応できると判断される場合は、移動支援サービスを行わない。

(支援の申請)

第4条 移動支援サービスを受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、「地域生活支援サービス支給申請書」（様式第1号）を、その居住地を所管する福祉事務所長に提出して申請するものとする。

2 前項の申請及び第8条の変更申請は、神戸市障害者相談支援センター運営要綱（平成18年9月保健福祉局長決定）第1条に規定する障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）を経由して行うことができる。

(支援の決定)

第5条 福祉事務所長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を調査又は確認の上、移動支援サービスの支給の要否を判定し、支給の決定を行う場合は「地域生活支援サービス支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」（様式第2号の1）及び「支給決定内容明細書」（様式第2号の2）、却下の決定を行う場合は「地域生活支援サービス却下通知書」（様式第2号の3）により申請者に通知しなければならない。

- (1) 移動支援サービスを受けようとする障害者及び障害児の年齢、障害の種別・程度その他心身状況に係る事項、移動支援サービスの要否、及び却下の場合はその理由
- (2) 申請内容の適否及び必要とする支給量
- (3) 移動支援サービスに係る利用者負担上限月額（以下「移動支援利用者負担上限月額」という。）の決定に関する事項

2 福祉事務所長は、移動支援サービスの支給の決定にあたっては、移動支援利用者負担上限月額を決定し、申請者に通知するものとする。

（移動支援利用者負担上限月額）

第6条 法に基づく障害福祉サービスの支給決定を受けている申請者の移動支援利用者負担上限月額は、当該障害福祉サービスの支給決定に係る利用者負担上限月額とする。

2 前項に該当しない申請者の移動支援利用者負担上限月額は、申請者が居宅介護の支給決定を受けているものとみなし、決定するものとする。

（利用者証の交付）

第7条 福祉事務所長は、移動支援サービスの支給決定を行ったときは、当該支援決定障害者等（第5条第1項の規定により移動支援サービスの支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。以下同じ。）に対し「地域生活支援サービス利用者証」（様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付しなければならない。

2 利用者証には、支給対象期間、支援の支給量、利用者負担割合及び移動支援利用者負担上限月額を記載するものとする。

（支援の変更申請）

第8条 支援決定障害者等は、支給量又は移動支援利用者負担上限月額等の変更を必要とするときは、「地域生活支援サービス支給変更申請書」（様式第4号）を、その居住地を所管する福祉事務所長に提出して申請するものとする。

（支援の変更決定）

第9条 福祉事務所長は、前条の規定による申請に基づき、支給量又は移動支援利用者負担上限月額等の変更を決定したときは、当該支援決定障害者等に「地域生活支援サービス支給決定変更通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」（様式第5号の1）及び「支給量等変更内容明細書」（様式第5号の2）により通知しなければならない。

（支援決定の取消し）

第10条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移動支援サービスの支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支援決定障害者等が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 支援決定障害者等が不実の申請その他不正な手段によりサービスを受けたとき。
- (3) その他移動支援サービスの支給を要しないと福祉事務所長が判断したとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、「地域生活支援サービス支給決定取消通知書」（様式第6号）により支援決定障害者等に通知するものとする。

（申請内容の変更の届出）

第11条 支援決定障害者等は、申請内容の変更を必要とするときは、福祉事務所長に「申請内容変更届出書」（様式第7号）を提出しなければならない。

(精神障害者の支給決定等)

第12条 第5条、第7条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、精神障害者（難病患者等であつて精神障害者の要件と同等と市長が認める者を含む。）に対する移動支援サービスの支給決定、移動支援利用者負担上限月額の設定、利用者証の交付及び支給決定の取消しは市長が行わなければならない。この場合において、申請又は支援決定障害者等からの変更申請は、福祉事務所長を経由して行うものとする。

(支援センターの業務)

第13条 支援センターは、本事業の実施のため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項の申請及び第8条の変更申請の受付（第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の確認を含む。）及び福祉事務所長への進達
- (2) 移動支援サービスの利用に関する障害者、家族等への相談支援
- (3) 支援決定障害者等に対する認定移動支援事業者の紹介、斡旋及び利用調整

(利用手続き)

第14条 支援決定障害者等は、移動支援サービスを受けるためには、利用者証を次条に規定する認定移動支援事業者に提示し、移動支援サービスに係る利用契約（以下「利用契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 認定移動支援事業者は、利用契約を締結した場合には、移動支援サービスを行う事業所（以下「移動支援事業所」という。）において、事業所名及び支給量を利用者証に記載するものとする。

(事業の実施主体)

第15条 本事業は、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人その他の法人で市長が適当と認めたもの（以下「認定移動支援事業者」という。）が行うものとする。

(認定移動支援事業者の認定)

第16条 認定移動支援事業者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

(認定移動支援事業者の認定の要件)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定移動支援事業者の認定を行わない。

- (1) 認定申請者が、神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第49号。以下「基準条例」という。）に規定する指定居宅介護事業の指定障害福祉サービス事業者の指定の基準を満たしていないとき。
- (2) 当該申請に係る移動支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、基準条例に規定する指定居宅介護事業の指定障害福祉サービス事業者の人員の基準を満たしていないとき。
- (3) 認定申請者が、基準条例に規定する指定居宅介護事業の指定障害福祉サービス事業者の設備及び運営に関する基準に従って適正な移動支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (4) 認定申請者が、法人で、その役員又はその移動支援事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (5) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (6) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (7) 認定申請者が、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、若しくは法第77条に基づいて行う地域生活支援事業の各事業実施要綱の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、若しくは法第77条に基づいて行う地域生活支援事業の各事業実施要綱の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者のあるものであるとき。
- (9) 認定申請者が、法第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 認定申請者が、法第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に法第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、認定申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(12) その他、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、次条に規定する移動支援サービス従事者の要件を満たしている対象者の区分を特定して、移動支援事業所ごとに認定移動支援事業者の認定を行う。

(移動支援サービス従事者の要件)

第18条 移動支援サービスに従事する者は、別表第2の対象者の区分に応じて、同表に定める従事者資格のいずれかを有していなければならない。

(認定移動支援事業者の認定の特例)

第19条 市長は、認定申請者が次の各号のいずれにも該当する場合は、第17条第2項及び前条の規定にかかわらず、認定移動支援事業者の認定を行うことができる。

- (1) 認定を受けようとする事業所の所在地が、神戸市及び神戸市近隣地域でないこと。
- (2) 認定を受けようとする事業所の近隣に神戸市の認定移動支援事業者がないこと。
- (3) 認定を受けようとする事業所が、事業所所在地の市町村において法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業を行う事業所として認定又は登録等がなされ、認定を受けようとしている対象者の区分において、移動支援サービスを実施していること。
- (4) 当該支援決定障害者が、認定を受けようとする事業所の利用を希望していること。

(認定の更新)

第20条 認定移動支援事業者の認定は、市長に対し6年ごとに認定の更新手続きをしなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「認定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第17条の規定は、第1項の認定の更新について準用する。この場合において、第17条中「認定を」とあるのは、「認定の更新を」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第21条 認定移動支援事業者は、移動支援事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は、移動支援事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所、運営規程に変更があったときは、10日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。

2 認定移動支援事業者は、認定にかかる移動支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、休止した当該事業を再開したときは10日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

3 認定移動支援事業者は、前項の規定により移動支援事業を廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該移動支援サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該認定移動支援サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者に対し、必要な移動支援サービスが提供されるよう、他の認定移動支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

い。

(移動支援事業者の責務)

第22条 認定移動支援事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ、支援決定障害者等に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、支援決定障害者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 認定移動支援事業者は、利用契約を締結したときは、その内容を市長に対し別に定める様式に基づき、遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、支援決定障害者等と利用契約を変更する場合に準用する。

(移動支援費)

第23条 神戸市は、認定移動支援事業者が利用契約を締結した支援決定障害者等（以下「移動支援利用者」という。）に対し、移動支援サービスを提供したときは、当該移動支援利用者が当該認定移動支援事業者に支払うべき当該移動支援サービスに要した費用について、移動支援費として、当該移動支援利用者に代わり、当該認定移動支援事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、移動支援利用者に対し移動支援費の支給があったものとみなす。

3 第1項の規定による移動支援費の額は、市長が別に定める額（その額が現に当該移動支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。

4 移動支援利用者が同一の月に受けた移動支援サービスに要した費用の額の合計額（複数の障害児について一の保護者が本事業による支援の決定を受けている場合は、当該保護者が同一の月に受けた移動支援サービスに要した費用の額の合計額とする。以下同じ。）から、前項の規定により算定された当該同一の月における移動支援費の合計額（複数の障害児について一の保護者が本事業による支援の決定を受けている場合は、各々の障害児について同項の規定により算定された同一の月における移動支援費の合計額とする。）を控除して得た額が、移動支援利用者負担上限月額を超えるとときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における移動支援費の額は、移動支援利用者が同一の月に受けた移動支援サービスに要した費用の額の合計額から利用者負担上限月額を控除した額とする。

5 認定移動支援事業者が行う移動支援費の請求は、別に定める請求書、請求明細書及びサービス提供実績記録票を添えて、利用実績のあった翌月10日までに行うものとする。

6 市長は、移動支援事業者より前項の請求があったときは、審査のうえ、請求月の翌月末までに当該移動支援費を支払うものとする。

7 前項の規定による支払いを受けた認定移動支援事業者は、その支払いに係る移動支援利用者に対し、移動支援費の支払を受けた旨の通知を速やかに行わなければならない。

8 移動支援費を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(移動支援利用者負担額)

第24条 移動支援利用者は、移動支援サービスを受けた場合、移動支援サービスに要した費用の額の合計額から前条第3項及び第4項の規定に基づき算定された移動支援費を控除し

た金額を、認定移動支援事業者に対して支払うものとする。

（移動支援利用者負担額の助成）

第25条 市長は、一の移動支援利用者が移動支援サービスを受けた月において、当該移動支援利用者を含め、当該移動支援利用者の属する世帯の一以上の者が移動支援サービスを利用又は次の各号に掲げるいずれかの給付を受けた場合は、別に定めるところにより、当該移動支援利用者に対し、前条に規定する移動支援利用者負担額を上限として、負担額の助成を行うものとする。

- (1) 法に基づく介護給付及び訓練等給付
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険給付
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付及び障害児入所給付

（調査及び指導監査）

第26条 市長は、必要があると認めるときは、認定移動支援事業者若しくは認定移動支援事業者であった者若しくは当該認定移動支援事業所の従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、認定移動支援事業者若しくは当該認定移動支援事業所の従業者若しくは認定移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は本市職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該認定移動支援事業者の当該認定に係る事業所、事務所その他当該認定移動支援の事業に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 認定移動支援事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導を受けた場合においては、当該指導に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（勧告）

第27条 市長は、認定移動支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該認定移動支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置を取るべきことを勧告することができる。

- (1) 認定移動支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、人員基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- (2) 設備及び運営基準に従って適正な認定移動支援事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- (3) 第21条第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

（移動支援事業者の認定の取消し等）

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該認定移動支援事業者に係る第16条の認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準条例に規定する指定居宅介護事業の指定及び人員の基準を満たすことができなくなったとき、若しくは設備及び運営基準に従って適正な運営ができなくなったとき。

- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (3) 移動支援費の請求に関し不正があったとき。
- (4) 認定移動支援事業者が、第26条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 認定移動事業者又は当該認定に係る移動支援事業所の従業者が、第26条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該認定に係る移動支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該認定移動支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 認定移動支援事業者が、不正の手段により第16条に規定する認定を受けたとき。
- (7) その他、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該認定移動支援事業者に対し、文書で通知する。

(細則)

第29条 この要綱に規定するもののほか、支援内容及び支給量の判断指針、その他本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第30条 認定移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援サービスの提供をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成18年10月1日より施行するものとする。

(地域生活支援事業者の認定の特例)

第2条 施行日前日において現に障害者自立支援法第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、指定外出介護事業の指定を受けている者は、施行日に、地域生活支援事業者として移動支援事業の認定を受けたものとみなす。

(支援の申請及び決定の特例)

第3条 施行日前日において現に障害者自立支援法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護の支給決定を受けている障害者又は障害児の保護者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、福祉事務所の職権により移動支援サービスの支給決定を受けることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年10月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成20年10月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年3月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年10月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年7月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年1月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年5月8日より施行するものとする。

(施行期日)

この要綱は令和6年6月10日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年10月3日より施行するものとする。

(経過措置)

この要綱の施行の際、改正前の神戸市移動支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、令和7年3月10日まで、適宜修正の上、改正後の神戸市移動支援事業実施要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年4月1日より施行するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和7年7月1日より施行するものとする。

別表第1（第2条関係）

区 分	要 件
肢体障害者	車いすを常用し自走が困難な小学生以上の身体障害者手帳所持者であって次のいずれかに該当する者（注1） 1. 左右の上肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害があり、かつ、左右の下肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害がある1級又は2級の肢体障害者 2. 左右の上肢のうちいずれか一方又は両方に機能障害があり、かつ体幹機能障害がある1級又は2級の肢体障害者
知的障害者	1. 18歳以上の者にあつては療育手帳所持者 2. 小学生以上18歳未満の児童にあつては療育手帳A、B1又はB2程度の者
精神障害者	小学生以上の精神障害者保健福祉手帳所持者
難病患者等（注2）	上記の者と同等と市長が認める者

注1） 車いすを常用するものには、屋内では歩行器やつたい歩きなどで自力歩行が可能であっても外出時には車いすでの移動となる者及び屋外において数十メートル程度の歩行は可能であるが、それ以上の歩行になると車いすによらなければ移動が困難

になるような者を含むものとする。

注2) 難病患者等とは、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者、又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

別表第2（第18条関係）

対象者の区分（注1）	従事者資格
肢体障害者	1. 介護福祉士 2. 実務者研修修了者（注2） 3. 看護師又は准看護師 4. 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了 5. 重度訪問介護従業者養成研修課程修了 6. 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了 7. 日常生活支援従業者養成研修課程修了
知的障害者 又は精神障害者	1. 介護福祉士 2. 実務者研修修了者（注2） 3. 看護師又は准看護師 4. 介護員養成研修（介護職員基礎研修、1級、2級又は3級課程）修了 5. 精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程修了 6. 行動援護従業者養成研修修了 7. 居宅介護従業者養成研修（1級、2級又は3級課程）修了 8. 知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了 9. 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了 10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了 11. 居宅介護職員初任者研修課程修了 12. 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了 13. 重度訪問介護従業者養成研修課程修了

注1） 対象者の区分が難病患者等の場合は、同等と認められた対象者の区分に準じた従事者資格とする。

注2） 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者とする。